

平成18年(行タ)第1号 文書提出命令申立事件(基本事件:平成18年(行コ)第8号 政務調査費返還請求控訴事件)

決 定

金沢市

申立人(控訴人) 林 木 則 夫

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内

相手方 不 破 実

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内

相手方 清 水 邦 彦

主 文

- 1 相手方不破実は、自由民主党金沢・市民会議の平成15年度政務調査費に係る会計帳簿のうち「会議費」項目に該当する支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等を提出せよ。
- 2 相手方清水邦彦は、かなざわ議員会の平成15年度政務調査費に係る会計帳簿のうち「会議費」項目に該当する支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等を提出せよ。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

申立人の本件申立ての趣旨は、相手方不破実に対しては自由民主党金沢・市民会議について、相手方清水邦彦に対してはかなざわ議員会について、それぞれ①平成15年度政務調査費の「会議費」項目に該当する個々の支出が記載されている会計帳簿、②平成15年度政務調査費の「会議費」項目に該当する個々の支出であることを証明する領収書等(以下、①、②の各文書を「本件文書」という。)の各提出を命じる旨の裁判を求めるというのであり、その理由は別紙「文書提出命令申立書」に記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 (1) 本件文書の存在及び相手方らの所持

地方自治法は、普通地方公共団体は、条例の定めるところによりその議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、また、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額、交付の方法は、条例で定めなければならない旨規定し（同法100条13項）、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものと定めている（同条14項）。そして、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（平成13年3月23日条例第2号、以下「本件条例」という。）は、金沢市議会の会派等は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行うため、経理責任者を置かなければならず、経理責任者は、政務調査費に係る会計帳簿を調製し、領収書等を整理するとともに、これらの書類を、各会派が政務調査費に係る収支報告書を議長に提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならないものと定め（10条）、また、議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、会派等の代表者から上記収支報告書の提出があったときは、必要に応じて、調査を行うものと定めている（13条）。

(2) 自由民主党金沢・市民会議及びかなざわ議員会は、いずれも金沢市から平成15年度政務調査費の交付を受けた金沢市議会の会派であり、相手方不破実は自由民主党金沢・市民会議の経理責任者であり、相手方清水邦彦はかなざわ議員会の経理責任者である。

(3) 申立人が提出を求める本件文書は、本件条例10条によって、政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者に調製・整理・保管が命じられている文書であるから、相手方らから特段の主張等のない本件においては、自由民主党金沢・市民会議の政務調査費に係る本件文書についてはその経理責任者であ

る不破実において、また、かなざわ議員会の政務調査費に係る本件文書についてはその経理責任者である清水邦彦において、それぞれこれを所持し、保管しているものと認めることができる。

2 民訴法220条4号所定の除外事由非該当

民訴法220条4号イないしホが規定する除外事由のうち、本件文書が同号イないしハ及びホに該当しないことは明らかである。そして、本件文書は、本件条例10条により、各会派の経理責任者が会計帳簿及び領収書等を一定期間保管することを義務づけられている文書であり、かつ、本件条例13条に基づいて議長が調査をする場合において提出が当然に予定されている文書である上、開示によって、その文書の所持者の側に見過ごしがたい不利益が生ずるおそれがあるとも認められないから、同号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当しない。したがって、本件文書について民訴法220条4号所定の除外事由を認めることはできない。

3 本件文書取調べの必要性

基本事件における主要な争点は、相手方ら所属の各会派が金沢市から交付を受けた平成15年度政務調査費について、その使途が本件条例9条に基づく同施行規則6条所定の政務調査費使途基準に違反するものであるか否かにあるところ、本件文書は、上記政務調査費の使途が記載されている文書であると認められるから、上記争点の審理のために、その取調べの必要があることは明らかである。

4 よって、本件申立てをいずれも認容することとして、主文のとおり決定する。

平成18年12月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 長 門 栄 吉

裁判官 沖 中 康 人

裁判官 加 藤 員 祥

平成18年(行コ)第8号 政務調査費返還請求控訴事件

控訴人 林 木 則 夫

被控訴人 金沢市長 山出 保

文書提出命令申立書

2006年 9月26日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C係 御中

控訴人 林 木 則 夫



控訴人は、民訴法219条及び221条に基づき、下記のとおり、文書提出命令の申立てをおこなう。

記

1 文書の表示

- ① 自由民主党金沢・市民会議の平成15年度政務調査費に係る会計帳簿のうち『会議費』項目に該当する支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等の文書
- ② かなざわ議員会の平成15年度政務調査費に係る会計帳簿のうち『会議費』項目に該当する支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等の文書

2 文書の趣旨

地方自治法100条第13項は、『条例の定めるところにより』『政務調査費を交付することができる』と規定しているが、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下『条例』という。）に基づいて規定された政務調査費使途基準表の『会議費』項目の例示には「食料費」も「食糧費」も記載されていない。

そのため原判決は、『本件において飲食代金への支出の必要性及び金額の相当性を具体的に明らかにする証拠は何ら提出されていないから、本件各支出のうち、飲食代金に充てられた部分は、本件使途基準に反し違法であるというべきである。』と正当な判断をした。

その後、8月7日、市民オンブズマン石川は、甲第21号証～甲第23号証のとおり、被控訴人及び両会派に対し、違法と判断された『飲食代金に充てられた部分』の政務調査費を自主的に返還請求及び返還するよう申し入れたが、返還請求及び返還しないばかりか何の反応もせず、まさにごね得（甲第18号証）をしている。

よって、上記①及び②の文書については、控訴審の事実審理において必要不可欠の文書であることは明白である。

3 文書の所持者

- ① 自由民主党金沢・市民会議の経理責任者 不破 実
- ② かなざわ議員会の経理責任者 清水 邦彦

両会派とも 〒 920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内

4 証明すべき事実

平成15年度政務調査費収支報告書に記載されている両会派の『会議費』項

目支出のうちの「食料費等」及び「食糧費等」の金額。

5 文書の提出義務の原因

上記1の文書は民訴法220条第4号に該当する文書であるから、文書を所持する自由民主党金沢・市民会議及びかなざわ議員会の各経理責任者は、その提出を拒むことはできない。

上記1の①及び②の文書は、条例第10条第2項によって、『政務調査費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書等を整理するとともに、『5年を経過する日まで保管しなければならない』ことと定められた文書である。

『政務調査費に係る会計帳簿』『及び領収書等』は、政務調査費支出について疑義が生じた時に違法支出であるか否かを確認するために保管が義務付けされた文書であるので、『公務員の職務上の秘密に関する文書』には該当しない。

また、これらの文書は、『提出により公共の利益を害し、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある』文書でもない。

以上

これは正本である。

平成18年12月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 七浦昌子

